

原 発 本 第 15 号
令 和 3 年 4 月 26 日

原子力規制委員会 殿

九州電力株式会社
代表取締役 社長執行役員
池 辺 和 弘

玄海原子力発電所 3 号炉及び 4 号炉
基準地震動の変更が不要であることを説明する文書

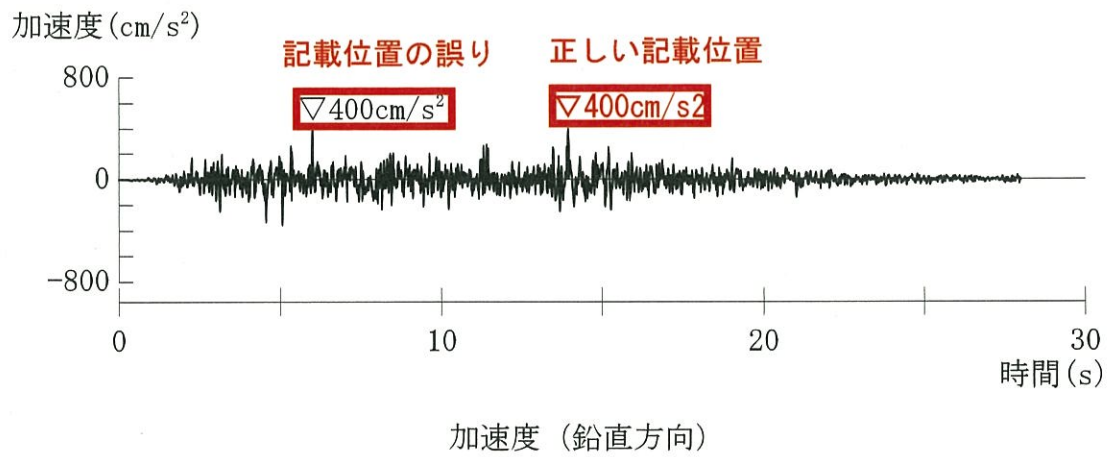
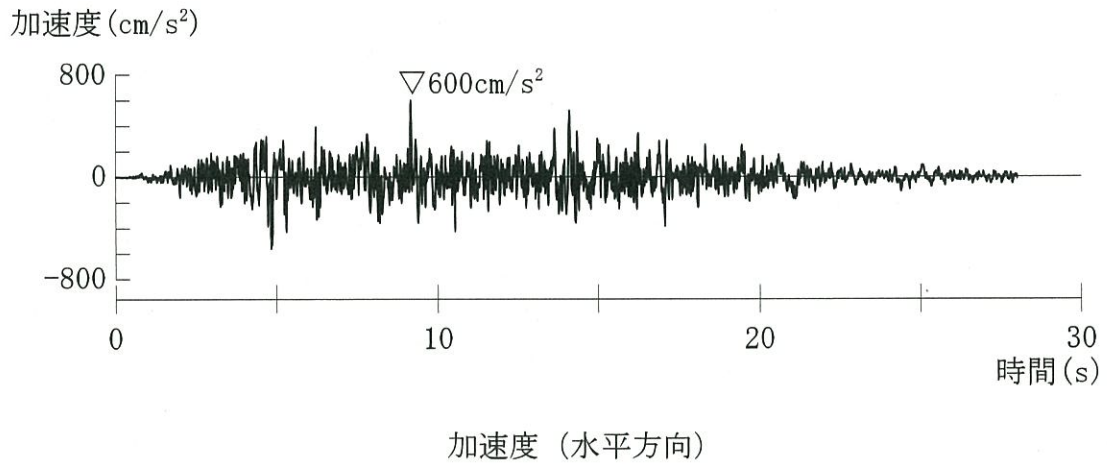
実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正に係る対応について（指示）に基づき、下記のとおり、玄海原子力発電所 3 号炉及び 4 号炉について、基準地震動の変更が不要であることを説明する文書を提出いたします。

記

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正（令和 3 年 4 月 21 日 原子力規制委員会決定）に伴い、添付資料のとおり、玄海原子力発電所 3 号炉及び 4 号炉における震源を特定せず策定する地震動として標準応答スペクトルを考慮した地震動を設定した結果、現行の基準地震動に包絡されることを確認した。

このため、玄海原子力発電所 3 号炉及び 4 号炉については、改正後の解釈を適用しても基準地震動を変更する必要がないと考える。

以上



第4-7図 標準応答スペクトルに基づく地震基盤相当面における
模擬地震波の時刻歴波形